

周易正義訓讀 — 一无妄卦・大畜卦 —

野間 文史

凡例

- 一 本稿は、唐・孔穎達奉勅撰周易正義の訓読訳である。
- 二 底本は、嘉慶二十年（一八一五）江西南昌府学開雕の「阮刻十三經注疏本」を基本に、主として以下の諸本と対校して作成した筆者の「校定本」を用いる。その根拠となる「校勘記」は、後に併せて掲載した。
 - ◎單疏本『周易正義』（宋刊遞修 北京図書館蔵 北京人文科学研究所影傳氏宋本・易經集成本・中華再造善本 「單疏本」と略称）
 - ◎八行本『周易注疏』（宋孝宗頃兩浙東路茶塩司刊 足利学校蔵 汲古書院影印本 「足利八行本」と略称。）
 - ◎廣島大學所蔵舊鈔本『周易正義』（「廣大本」と略称。）
- 三 上記諸本以外について、また阮元校勘記以後の校勘記については、拙論「廣島大學蔵舊鈔本『周易正義』攷附校勘記」（『廣島大學文學部紀要』第53巻特輯号1 一九九五年 後『五經正義の研究』所収）を参照されたい。
- 四 本稿の本文は校定した經・伝・注（王弼注〔一〕内）・疏文とその校勘記、訓読文の順である。



震下 无妄、元亨、利貞。其匪正有眚。不利有攸往。

「疏」正義曰、无妄者、以剛爲内主、動而能健。以此臨下、物皆无敢詐僞虚妄、俱行實理、所以大得亨通、利於貞正、故曰「元亨、利貞」也。「其匪正有眚。不利有攸往」者、物既无妄、當以正道行之。若其匪依正道、則有眚災、不利有所往也。

无妄は、元いに亨り、貞しきに利あり。其れ正に匪ざれば、眚有り。往く攸有るに利あらず。

「疏」正義に曰はく、〈无妄〉は、剛を以て内主と爲し、動きて能く健なり。此を以て下に臨めば、物皆な敢へて詐僞虚妄すること無く、俱に實理を行ひ、大いに亨通するを得、貞正に利ある所以なり、故に「元いに亨り、貞しきに利あり」と曰ふなり。

「其れ正に匪ざれば、眚有り。往く攸有るに利あらず」とは、物既に妄无ければ、當に正道を以て之れを行ふべし。若し其れ正道に依るに匪ざれば、則ち眚災有りて、往く所有るに利あらざるなり。

象曰、无妄、剛自外來而爲主於内。「謂震也。」動而健。「震動而乾健也。」

「疏」正義曰、以此卦象釋能致无妄之義。以震之剛從外而來、爲主於内、震動而乾健、故能使物「无妄」也。

象に曰はく、无妄は、剛外より來たりて内に主爲り。「(震)を謂ふなり。」動きて健なり。「震動して乾健たるなり。」

「疏」正義に曰はく、此の卦の象を以て能く「无妄」の義を致すを釋す。(震)の剛外よりして來たり、内に主と爲り、震動して乾健たるを以て、故に能く物をして妄无からしむるなり。

剛中而應。「謂五也。」

「疏」正義曰、明文義能致无妄。九五以剛處中、六二應之、是「剛中而應」。剛中則能制斷虚實、有應則物所順從、不敢虚妄也。

剛中にして應ず。「五を謂ふなり。」

「疏」正義に曰はく、文の義能く「无妄」を致すを明らかにす。九五の剛を以て中に處り、六二の之れに應ずるは、是れ「剛中にして應ず」るなり。剛中なれば則ち能く虚實を制斷し、應有れば則ち物の順從する所、敢へて虚妄せざるなり。

大亨以正、天之命也。

「剛自外來、而爲主於内、動而愈健。「剛中而應」、威剛方正、私欲不行、何可以妄。使有妄之道滅、无妄之道成、非大亨利貞而何。剛自外來、而爲主於内、則柔邪之道消灭。動而愈健、則剛直之道通矣。「剛中而應」、則齊明之德著矣。故「大亨以正」也。天之教命、何可犯乎。何可妄乎。是以匪正則有眚、而「不利有攸往」也。」

「疏」「大亨以正天之命也。」

○正義曰、釋「元亨利貞」之義。威剛方正、私欲不行、何可以妄。此天之教命也。天道純陽、剛而能健、是乾德相似、故云「天之命」也。既是天命、豈可犯乎。

○注「剛自外來」至「不利有攸往也」。

○正義曰、云「使有妄之道滅、无妄之道成」者、妄謂虚妄矯詐、不循正理。若无剛中之主、柔弱邪僻、則物皆詐妄、是有妄之道興也。今遇剛中之主、威嚴剛正、在下畏威、不敢詐妄、是有妄之道滅、无妄之道成。

大いに亨りて以て正しきは、天の命なり。

「剛外より來たりて、内に主と爲り、動きて愈よ健なり。「剛中にして應」じ、威剛方正にして、私欲行はれざるは、何ぞ以て妄りにすべけんや。有妄の道をして滅ぼし、无妄の道をして成らしむるは、「大亨利貞」に非ずして何ぞや。剛外より來たりて、内に主と爲れば、則ち柔邪の道は消えん。動きて愈よ健

なれば、則ち剛直の道は通ぜん。「剛中にして應ず」れば、則ち齊明の徳は著れん。故に「大いに亨りて以て正しき」なり。天の教命、何ぞ犯すべけんや。何ぞ妄りにすべけんや。是を以て「正に匪ざれば則ち眚有り」、而して「往く攸有るに利あらざる」なり。」

〔疏〕「大亨以正天之命也。」

○正義に曰はく、「元亨利貞」の義を釋す。威剛方正にして、私欲行はれざるは、何ぞ以て妄りにすべけんや。此れ天の教命なり。天道の純陽、剛にして能く健なるは、是れ(乾)徳に相似たり、故に「天の命」と云ふなり。既に是れ天命なれば、豈に犯すべけんや。○注の「剛自外來」より「不利有攸往也」に至るまで。

○正義に曰はく、「有妄の道をして滅ぼし、无妄の道をして成らしむ」と云ふは、「妄」は虚妄矯詐、正理に循はざるを謂ふ。若し剛中の主無く、柔弱邪僻なれば、則ち物皆な詐妄なるは、是れ有妄の道興るなり。今剛中の主に遇ひ、威嚴は剛正、在下は畏威し、敢へて詐妄せざるは、是れ有妄の道滅び、无妄の道成るなり。

「其匪正有眚。不利有攸往」。无妄之往、何之矣。天命不佑、行矣哉。

〔匪正有眚。不求改以從正、而欲有所往、居不可以妄之時、而欲以不正有所往、將欲何之。天命之所不佑、竟矣哉。〕

〔疏〕「其匪正有眚」至「天命不佑行矣哉」。

○正義曰、「其匪正有眚。不利有攸往、无妄之往、何之矣」者、此釋「匪正有眚。不利有攸往」之義也。「无妄之往、何之矣」、上「之」

是語辭、下「之」是適也。身既非正、在「无妄」之世、欲有所往、何所之適矣。故云「无妄之往、何之矣」。「天命不佑、行矣哉」者、身既非正、欲有所往、犯違天命、則天命不佑助也。必竟行矣哉。言終竟行此不佑之事也。

○注「匪正有眚」至「不佑竟矣哉」。

○正義曰、「竟矣哉」者、竟謂終竟。言天所不佑、終竟行矣哉。

「其れ正に匪ざれば眚有り。往く攸有るに利あらざる」。无妄に之れ往く、何くにか之かん。天命佑けず、行かんや。

〔正に匪ざれば眚有り。改めて以て正に從ふを求めず、而して往く所有らんと欲し、以て妄にすべからざる時に居り、而して不正を以て往く所有らんと欲するは、將に何くにか之かんと欲する。天命の佑けざる所は、竟へんや。〕

〔疏〕「其匪正有眚」より「天命不佑行矣哉」に至るまで。

○正義に曰はく、「其れ正に匪ざれば眚有り。往く攸有るに利あらざる、无妄に之れ往く、何くにか之かん」とは、此れ「正に匪ざれば眚有り。往く攸有るに利あらざる」の義を釋するなり。

「无妄に之れ往く、何くにか之かん」の、上の「之」は是れ語辭、下の「之」は是れ適なり。身既に正に非ざるは、「无妄」の世に在りて、往く所有らんと欲するも、何れの所に之適せんや。故に「无妄に之れ往く、何くにか之かん」と云ふ。

「天命佑けず、行かんや」とは、身既に正に非ざるに、往く所有らんと欲し、天命に犯違するは、則ち天命も佑助せざるなり。必ず竟に行かんや。終竟此を行ふも佑けざるの事を言ふなり。

○注の「匪正有眚」より「不佑竟矣哉」に至るまで。

○正義に曰はく、「竟おへんや」とは、「竟」は終竟を謂ふ。言ふころは天の佑けざる所、終竟行かんや。

象曰、天下雷行、物與无妄。

〔與辭也、猶皆也。天下雷行、物皆不可以妄也。〕

〔疏〕正義曰、「天下雷行」者、雷是威恐之聲。今天下雷行、震動萬物、物皆驚肅、无敢虚妄、故云「天下雷行、物皆无妄」也。

象に曰はく、天下に雷行き、物與无妄なり。

〔與〕は辭なり、猶ほ皆のごときなり。天下に雷行き、物皆な以て妄りにすべからざるなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「天下に雷行く」とは、「雷」は是れ威恐の聲なり。今天下に雷行き、萬物を震動し、物皆な驚肅し、敢へて虚妄する無し、故に「天下に雷行き、物皆な无妄」と云ふなり。

先王以茂對時育萬物。

〔茂盛也。物皆不敢妄、然後萬物乃得各全其性。對時育物、莫盛於斯也。〕

〔疏〕正義曰、茂盛也。對當也。言先王以此无妄盛事、當其无妄之時、育養萬物也。此唯王者其德乃爾耳、非諸侯已下所能、故不云君子、而言「先王」也。案諸卦之象、直言兩象、即以卦名結之。若「雷在

地中、復」。今无妄應云「天下雷行、无妄」、今云「物與无妄」者、欲見萬物皆无妄、故加「物與」二字也。其餘諸卦、未必萬物皆與卦名同義、故直顯象、以卦結之。至如復卦、唯陽氣復、非是萬物皆復。舉復一卦、餘可知矣。

〔其德乃耳〕 阮校 錢本・宋本・閩本同。監・毛本「耳」作「爾」。○按監・毛本是也。「爾」作「如此」解、「耳」作「而已」解、「其德乃爾」、猶云「其德乃如此」。「爾」在古音十五部、「耳」在一部、二字音義絕不相同也。◎廣大本・嘉業堂本が「其德乃爾耳」に作るのに従う。

先王以て茂さかんに時に對して萬物を育つ。

〔茂〕は盛なり。物皆な敢へて妄りにせず、然後に萬物乃て各おの其の性を全するを得。時に對して物を育つるは、斯より盛んなるは莫きなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「茂」は盛なり。「對」は當なり。言ふころは先王此の〈无妄〉の盛事を以て、其の〈无妄〉の時に當たり、萬物を育養するなり。此れ唯だ王者にして其の德乃て爾はじめるのみにて、諸侯已下の能くする所に非ず、故に「君子」と云はずして、「先王」と言ふなり。

案ずるに諸卦の象は、直だ兩象を言ひ、即ち卦名を以て之れを結ぶ。「雷 地中に在るは、復」の若し。今〈无妄〉は應に「天下に雷行くは、无妄なり」と云ふべきも、今「物與无妄なり」と云ふは、萬物皆な无妄なるを見さんと欲し、故に「物與」の二字を加ふるなり。其餘の諸卦は、未だ必ずしも萬物皆な卦名と義を同じくせず、故に直だ象を顯らかにし、卦を以て之れを結ぶ。〈復〉卦の如きに至

りては、唯だ陽氣のみ復るにて、是れ萬物皆な復るに非ず。〈復〉の一卦を擧ぐれば、餘は知るべし。

初九、无妄。往吉。

〔體剛處下、以貴下賤、行不犯妄、故往得其志。〕

〔疏〕正義曰、體剛居下、以貴下賤、所行教化、不爲妄動、故「往吉」而得志也。

初九は、无妄なり。往けば吉。

〔剛を體して下に處り、貴を以て賤に下り、行は妄を犯さず、故に往きて其の志を得るなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、剛を體して下に處り、貴を以て賤に下り、行ふ所の教化は、妄動を爲さず、故に「往けば吉」にして志を得るなり。

象曰、「无妄」之往、得志也。

象に曰はく、「无妄」の往くは、志を得るなり。

六二、不耕獲、不菑畲、則利有攸往。

〔不耕而獲、不菑而畲、代終已成而不造也。不擅其美、乃盡臣道、故「利有攸往」。〕

〔疏〕「象曰」至「利有攸往」。

○正義曰、「不耕獲、不菑畲」者、六二處中得位、盡於臣道、不敢創首、唯守其終、猶若田農不敢發首而耕、唯在後獲刈而已、不敢菑發新田、唯治其畬熟之地。皆是不爲其始而成其末、猶若爲臣之道、不爲事始而代君有終也。「則利有攸往」者、爲臣如此、則利有攸往。若不如此、則往而不利也。

〔不敢菑發新田〕 阮校 宋本闕本同。錢本・監・毛本「菑」作「首」。○

按盧文弨云「首發新田」正謂「菑」也。錢本是。○單疏本・廣大本・足利八行本は「不敢菑發新田」に作る。

〔唯治其菑熟之地皆是不爲其始〕 阮校 錢本・闕・監・毛本同。宋本「菑」

作「畲」、「始」作「初」。○按盧文弨云菑熟之地正謂「菑」也。錢本是。○單疏本・廣大本・足利八行本は「唯治其菑熟之地」に作る。

六二は、耕さずして獲、菑せずして畲するときは、則ち往く攸有るに利あり。

〔耕さずして獲、菑せずして畲するは、終を代はり已に成りて造らざるなり。其の美を擅にせず、乃ち臣道を盡くす、故に「往く攸有るに利あり」。〕

〔疏〕「象曰」より「利有攸往」に至るまで。

○正義に曰はく、「耕さずして獲、菑せずして畲す」とは、六二中に處り位を得、臣道を盡くし、敢へて創首せず、唯だ其の終を守ることに、猶ほ田農の敢へて發首して耕さず、唯だ後に在りて獲刈するのみにして、敢へて新田を菑發せず、唯だ其の菑熟の地を治むるが若し。皆な是れ其の始を爲さずして其の末を成すこと、猶ほ臣の道を

爲すに、事の始を爲さずして君に代はりて終有るが若きなり。

「則ち往く攸有るに利あり」とは、臣爲ること此の如くんば、則ち「往く攸有るに利あり」。若し此の如くせずんば、則ち往きて利无きなり。

象曰、「不耕獲」、未富也。

「疏」正義曰、釋「不耕而獲」之義。不敢前耕、但守後獲者、未敢以耕、耕之與獲、俱爲己事、唯爲後獲、不敢先耕事。既闕初、不擅其美、故云「未富也」。

「未敢以耕耕之與獲」

阮校

「補」案兩「耕」字當誤重、宜衍一字。◎衍

字ではない。

象に曰はく、「耕さずして獲」、未だ富まざるなり。

「疏」正義に曰はく、「耕さずして獲る」の義を釋す。敢へて前に耕さず、但だ後獲を守る者は、未だ敢へて以て耕さず、耕すと獲るとは、俱に己が事と爲し、唯だ後獲の爲めに、敢へて耕事を先にせず。既に初を闕き、其の美を擅ほしまにせず、故に「未だ富まざるなり」と云ふ。

六三、无妄之災。或繫之牛。行人之得、邑人之災。

「以陰居陽、行違謙順、是「无妄」之所以爲災也。牛者稼穡之資也。二以不耕而獲、「利有攸往」。而三爲不順之行、故「或繫之

牛」、是有司之所以爲獲。彼人之所以爲災也、故曰「行人之得、邑人之災」也。」

「疏」「六三」至「人之災」。

○正義曰、无妄之世、邪道不行。六三陰居陽位、失其正道、行違謙順而乖臣範、故「无妄」之所以爲災矣。牛者稼穡之資。六三僭爲耕事、行唱始之道、而爲不順王事之行。故有司或繫其牛、制之使不妄造、故曰「或繫之牛」也。「行人」者有司之義也。有司繫得其牛、是「行人」制之得功、故曰「行人之得」。彼居三者、是處邑之人僭爲耕事、受其災罰、故曰「行人之得、邑人之災」也。

「六一陰居陽位」

阮校

閩・監・毛本同。錢本・宋本「二」作「三」是也。

◎單疏本・廣大本・足利八行本は「三」字に作る。

六三は、无妄の災あり。或いは之れが牛を繫ぐ。行人の得るは、邑人の災なり。

「陰を以て陽に居り、行くこと謙順に違ふは、是れ「无妄」の災を爲す所以なり。牛は稼穡の資なり。二は耕さざるを以てして獲、「往く攸有るに利あり」。而るに三は順はざるの行の爲めに、故に「或いは之れが牛を繫ぐ」は、是れ有司の獲を爲す所以なり。彼は人の災を爲す所以なり、故に「行人の得るは、邑人の災」と曰ふなり。」

「疏」「六三」より「人之災」に至るまで。

○正義に曰はく、「无妄」の世には、邪道行はれず。六三の陰陽位に居るは、其の正道を失ひ、行は謙順に違ひて臣範に乖く、故に「无妄」の災と爲る所以なり。

「牛」は稼穡の資たすけなり。六三 僭して耕事を爲し、唱始の道を行ひ、而して王事に順はざるの行を爲す。故に有司 或いは其の牛を繋ぎ、之れを制して妄りには造らいたざらしむ、故に「或いは之れが牛を繋ぐ」と曰ふなり。

「行人」は有司の義なり。有司 其の牛を繋ぎ得るは、是れ行人之れを制して功を得、故に「行人の得」と曰ふ。彼三に居るは、是れ邑に處るの人 僭して耕事を爲し、其の災罰を受く、故に「行人の得るは、邑人の災」と曰ふなり。

象曰、「行人」得牛、「邑人」災也。

「疏」正義曰、釋「行人之得」義也。以行人所得、謂得牛也、此則得牛、彼則爲災、故云「邑人災」也。

象に曰はく、「行人」牛を得るは、「邑人」の災なり。

「疏」正義に曰はく、「行人の得る」の義を釋するなり。行人の得る所は、牛を得るを謂ひ、此は則ち牛を得、彼は則ち災と爲るを以て、故に「邑人の災」と云ふなり。

九四、可貞。无咎。

〔處无妄之時、以陽居陰、以剛乘柔、履於謙順、比近至尊。故可以任正、固有所守而无咎也。〕

「疏」正義曰、以陽居陰、以剛乘柔、履於謙順、上近至尊、可以任正、

固有所守而无咎。故曰「可貞。无咎」也。

九四、貞にすべし。咎無し。

〔无妄の時に處り、陽を以て陰に居り、剛を以て柔に乗り、謙順を履み、至尊に比近す。故に以て正に任すべく、固く守る所有りて「咎无き」なり。〕

「疏」正義に曰はく、陽を以て陰に居り、剛を以て柔に乗り、謙順を履み、上至尊に近く、以て正に任すべく、固く守る所有りて咎無し。故に「貞にすべし。咎無し」と曰ふなり。

象曰、「可貞。无咎」、固有之也。

「疏」正義曰、釋「可貞。无咎」之義。所以可執貞正。言堅固有所執守、故曰「无咎」也。

象に曰はく、「貞にすべし。咎無し」とは、固く之れを有たもつなり。

「疏」正義に曰はく、「貞にすべし。咎無し」の義を釋す。貞正を執るべき所以なり。言ふところは堅固に執守する所有り、故に「咎無し」と曰ふなり。

九五、无妄之疾。勿藥有喜。

〔居得尊位、爲无妄之主者也。下皆无妄、害非所致、而取藥焉、疾之甚也。非妄之災、勿治自復。非妄而藥之則凶、故曰「勿藥

有喜。」

「疏」正義曰、「无妄之疾」者、凡禍疾所起、由有妄而來。今九五居得尊位、爲无妄之主、下皆「无妄」、而偶然有此疾害、故云「无妄之疾」也。「勿藥有喜」者、若疾自己招、或寒暑飲食所致、當須治療。若其自然之疾、非己所致、疾當自損、勿須藥療而「有喜」也。此假病象以喻人事。猶若人主而剛正自修、身无虚妄、下亦无虚妄、而遇逢凶禍。若堯・湯之厄災非己招。但順時修德、勿須治理、必欲除去、不勞煩天下、是「有喜」也。然堯遭洪水、使鯀・禹治之者、雖知災未可息、必須順民之心。鯀之不成、以災未息也。禹能治救、災欲盡也。是亦自然之災、「勿藥有喜」之義也。

九五は、无妄の疾あり。藥すること勿く喜び有り。

「居ること尊位を得、〈无妄〉の主と爲る者なり。下には皆な妄無く、害は致す所に非ず、而るに藥を取るは、疾の甚しければなり。妄の災に非ざれば、治むること勿く自ら復す。妄に非ずして之れに藥するは則ち凶なり、故に「藥すること勿く喜び有り」と曰ふ。」

「疏」正義に曰はく、「无妄の疾あり」とは、凡そ禍疾の起る所、妄有るに由りて來たる。今九五は居ること尊位を得、〈无妄〉の主と爲り、下には皆な妄無くして、而も偶然に此の疾害有り、故に「无妄の疾あり」と云ふなり。

「藥すること勿く喜び有り」とは、若し疾己より招かば、或いは寒暑飲食の致す所なれば、當須に治療すべし。若し其れ自然の疾なれば、己の致す所に非ず、疾は當に自ら損すべく、藥療を須ふる勿

くして「喜び有る」なり。此れ病象を假りて以て人事に喩ふ。猶ほ人主として剛正にして自ら修め、身に虚妄無く、下も亦た虚妄無くして、凶禍に遇逢するが若し。堯・湯の厄災の若きは己れの招くに非ず。但だ時に順ひ徳を修め、治理を須ふる勿く、必ず除去せんと欲するのみにて、天下を勞煩せざるは、是れ「喜び有る」なり。

然らば堯洪水に遭ひ、鯀・禹をして之れを治めしむるは、災未だ息むべからざるを知ると雖も、必須ず民の心に順ふべければなり。鯀の成さざるは、災未だ息まざるを以てなり。禹能く治めて救ふは、災の盡きんと欲するなり。是れ亦た自然の災、「藥すること勿く喜び有る」の義なり。

象曰、无妄之藥、不可試也。

「藥攻有妄者也。而反攻「无妄」、故不可試也。」

「疏」正義曰、解「勿藥有喜」之義。若有妄致疾、其藥可用。若身既无妄、自然致疾、其藥不可試也。若其試之、恐更益疾也。言非妄有災不可治也、若必欲治之、則勞煩於下、害更甚也。此非直施於人主、至於凡人之事、亦皆然也。若己之无罪、忽逢禍患、此乃自然之理。不須憂勞救護、亦恐反傷其性。

象に曰はく、无妄の藥は、試すべからざるなり。

「藥攻には妄なる者有るなり。而るに反て「无妄」を攻む、故に試すべからざるなり。」

「疏」正義に曰はく、「藥すること勿く喜び有る」の義を解す。若し妄

有りて疾を致せば、其の薬は用ふべし。若し身に既に妄無く、自然に疾を致せば、其の薬は試すべからざるなり。若し其れ之れを試せば、恐くは更に疾を益すなり。言ふところは妄に非ずして災有るは治むべからざるなり、若し必ず之れを治めんと欲すれば、則ち下を勞煩し、害は更に甚しきなり。此れ直だに人主に施すのみに非ず、凡人の事に至りても、亦た皆自然なるなり。若し己に之れ罪無く、忽として禍患に逢へば、此れ乃ち自然の理なり。憂勞救護を須ひざるは、亦た反て其の性を傷るを恐るればなり。

上九、无妄行、有眚。无攸利。

〔處不可妄之極、唯宜靜保其身而已、故不可以行也。〕

〔疏〕正義曰、處不可妄之極、唯宜靜保其身。若動行、必有災眚、无所利也。位處窮極、動則致災。故象云「无妄之行、窮之災也」。

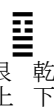
上九は、无妄にして行けば、眚有り。利する攸無し。

〔妄にすべからざるの極に處れば、唯だ宜しく其の身を靜かに保つべきのみ、故に以て行くべからざるなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、妄にすべからざるの極に處れば、唯だ宜しく其の身を靜かに保つべきのみ。若し動き行けば、必ず災眚有りて、利する攸无きなり。位は窮極に處り、動けば則ち災を致す。故に〔象〕に「无妄の行は、窮の災なり」と云ふ。

象曰、「无妄」之行、窮之災也。

象に曰はく、「无妄」の行は、窮の災なり。



乾下
艮上 大畜、利貞。不家食、吉。利涉大川。

〔疏〕正義曰、謂之「大畜」者、乾剛上進、艮止在上、止而畜之、能畜止剛健、故曰「大畜」。象云「能止健、大正也」、是能止健、故爲大畜也。小畜則巽在乾上、以其巽順、不能畜止乾之剛、故云小畜也。

此則艮能止之、故爲大畜也。「利貞」者、人能止健、非正不可、故「利貞」也。「不家食、吉」者、己有大畜之資、當須養贍賢人、不使賢人在家自食、如此乃吉也。「利涉大川」者、豐財養賢、應於天道、不憂險難、故「利涉大川」。

〔乾剛上進〕 ◎單疏本・廣大本・足利八行本に従い、阮刻本の「健」字を「剛」字に改める。

〔當須養贍賢人〕 〔阮校〕 閩・監・毛本同。錢本・宋本「順」作「贍」。◎單

疏本・廣大本・足利八行本も「贍」字に作る。これに従う。

〔豐則養賢〕 〔阮校〕 閩・監・毛本同。錢本・宋本「則」作「財」。◎單疏本

・廣大本・足利八行本も「財」字に作る。これに従う。

大畜は、貞しきに利あり。家食せずして、吉なり。大川を渉るに利あり。

「疏」正義に曰はく、之れを「大畜」と謂ふは、〈乾〉は剛にして上進し、〈艮〉は止めて上に在り、止めて之れを畜へ、能く剛健を畜へ止む、故に「大畜」と曰ふ。〈象〉に「能く健を止む、大正なり」と云ふは、是れ能く健を止む、故に〈大畜〉と爲すなり。〈小畜〉は則ち〈巽〉〈乾〉の上に在り、其の巽順なるを以て、〈乾〉の剛を畜へ止むる能はず、故に〈小畜〉と云ふなり。此は則ち〈艮〉能く之れを止む、故に〈大畜〉と爲すなり。

「貞しきに利あり」とは、人能く健を止むるは、正に非ざれば可ならず、故に「貞しきに利ある」なり。

「家食せずして、吉」とは、己れ〈大畜〉の資有れば、當須に賢人を養贍やうせん（やしないみたす）すべく、賢人をして家に在りて自ら食せしめざるべく、此の如くにして乃て「吉」なり。

「大川を渉るに利あり」とは、財を豊かにし賢を養ひ、天道に應じ、險難を憂へず、故に「大川を渉るに利ある」なり。

彖曰、大畜、剛健篤實、輝光日新其德。

〔凡物既厭而退者弱也。既榮而隕者薄也。夫能「輝光日新其德」者、唯「剛健篤實」也。〕

「疏」正義曰、言「大畜剛健篤實」者、此釋大畜之義。「剛健」謂乾也。乾體剛性健、故言「剛健」也。「篤實」謂艮也。艮體靜止、故稱「篤實」也。「輝光日新其德」者、以其剛健篤實之故、故能輝耀光榮、日増新其德。若无剛健、則劣弱也、必既厭而退。若无篤實、則虛薄也、必既榮而隕。何能久有輝光、日新其德乎。

○注「凡物既厭」至「剛健篤實也」。

○正義曰、「凡物既厭而退者弱也」者、釋經「剛健」也。若不剛健、則見厭被退。能剛健、則所爲日進、不被厭退也。「既榮而隕者薄也」者、釋經「篤實」也。凡物暫時榮華而即隕落者、由體質虛薄也。若能篤厚充實、則恒保榮美、不有隕落也。

「剛健篤實輝光」阮校 閩・監・毛本同。岳本・錢本「輝」作「輝」。○

按「輝」「輝」正俗字。◎足利八行本は、注・疏文も「輝」字に作る。

單疏本・廣大本は「輝」字に作る。

「而即隕落者」阮校 「補」案「隕」當作「隕」。上「既榮而隕者」可證、

下「不有隕落」同。◎阮刻本の誤刻。

彖に曰はく、大畜は、剛健篤實、輝光 日に其の徳を新たにす。

〔凡そ物 既に厭はれて退けらるる者は弱きなり。既に榮えて隕おつる者は薄きなり。夫の能く「輝光 日に其の徳を新たにす」る者は、唯だ「剛健篤實」なるもののみ。〕

「疏」正義に曰はく、「大畜は剛健篤實」と言ふは、此れ〈大畜〉の義を釋す。「剛健」は〈乾〉を謂ふなり。〈乾〉は體は剛にして性は健なり、故に「剛健」と言ふなり。「篤實」は〈艮〉を謂ふなり。〈艮〉の體は靜止す、故に「篤實」と稱するなり。

「輝光 日に其の徳を新たにす」とは、其の剛健篤實の故を以て、故に能く輝耀光榮、日に其の徳を増新す。若し剛健无ければ、則ち劣弱にして、必ず既に厭はれて退けられん。若し篤實无ければ、則ち虚薄にして、必ず既に榮えて隕ちん。何ぞ能く久しく輝光有りて、日に其の徳を新たにせんや。

○注の「凡物既厭」より「剛健篤實也」に至るまで。

○正義に曰はく、「凡そ物 既に厭はれて退けらるる者は弱きなり」とは、經の「剛健」を釋するなり。若し剛健ならざれば、則ち厭はれ退けらる。能く剛健なれば、則ち爲す所は日に進み、厭退を被らざるなり。

「既に榮えて隕つる者は薄きなり」とは、經の「篤實」を釋するなり。凡そ物 暫時に榮華して即ち隕落する者は、體質の虚薄に由るなり。若し能く篤厚充實なれば、則ち恒に榮美を保ち、隕落すること有らざるなり。

剛上而尚賢、

〔謂上九也。處上而大通、剛來而不距、「尚賢」之謂也。〕

〔疏〕「剛上而尚賢」。

○正義曰、「剛上」謂上九也。乾剛向上、上九不距、是貴尚賢也。

○注「謂上九」至「尚賢之謂也」。

○正義曰、「謂上九也」者、言上九之德、見乾之上進而不距逆、是貴「尚賢」也。「處上而大通」者、釋上九「何天之衢、亨」、是處上通也。既處於上、下應於天、有大通之德也。「剛來而不距」者、以有大通、既見乾來而不距逆、是「尚賢」之義也。

剛上りて賢を尚ぶ、

〔上九を謂ふなり。上に處りて大いに通り、剛來たりて距まざるは、「賢を尚ぶ」を之れ謂ふなり。〕

〔疏〕「剛上而尚賢」。

○正義に曰はく、「剛上」とは上九を謂ふなり。乾の剛上に向かひ、上九の距まざるは、是れ賢を貴尚するなり。

○注の「謂上九」より「尚賢之謂也」に至るまで。

○正義に曰はく、「上九を謂ふなり」とは、上九の德、(乾)の上進するを見て距逆せざるは、是れ賢を貴尚するを言ふなり。

「上に處りて大いに通る」とは、上九の「何ぞ天の衢、亨る」を釋す、是れ上に處りて通ずるなり。既に上に處り、下天に應じ、大通の德有るなり。「剛來たりて距まざる」は、大通有るを以て、既に(乾)の來たるを見て距逆せざるは、是れ「尚賢」の義なり。

能止健。大正也。

〔健莫過乾、而能止之。非夫「大正」、未之能也。〕

〔疏〕正義曰、釋「利貞」義。所以良能止乾之健者、德能大正。故「能止健」也。

能く健を止む。大正なり。

〔健は(乾)に過ぐるゝこと莫くして、能く之れを止む。夫の「大正」に非ざれば、未だ之れ能はざるなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「利貞」の義を釋す。(良)の能く(乾)の健を止むる所以は、德能く「大正」なればなり。故に「能く健を止む」るなり。

「不家食、吉」、養賢也。「利涉大川」、應乎天也。

〔有大畜之實、以之養賢、令賢者不家食、乃吉也。「尚賢」制健、

「大正」應天、不憂險難、故「利涉大川」也。〕

〔疏〕「不家食吉」至「應乎天也」。

○正義曰、「不家食、吉、養賢」者、釋「不家食、吉」。所以不使賢者在家自食而獲吉也。以在上有「大畜」之實、養此賢人、故不使賢者在家自食也。「利涉大川、應乎天」者、以貴尚賢人、大正應天、可踰越險難、故「利涉大川」也。

○注「有大畜之實」至「利涉大川也」。

○正義曰、「尚賢制健」者、謂上九剛來不距、「尚賢」之謂也。良能畜剛、「制健」之謂也。故上經云「剛上而尚賢」、王注云「謂上九也」、又云「能止健、大正也」、王注云「健莫過乾、而能止之。非夫大正、未之能也」、則是全論良體。明知「尚賢」謂上九也。「制健」謂良體也。「大正應天」者、謂良也。故前文云「能止健、大正也」。「止健」是良也。「應天」者、上體之良、應下體之乾、故稱「應天」也。此取上卦・下卦而相應、非謂一陰一陽而相應也。

「家食せずして吉」とは、賢を養ふなり。「大川を渉るに利あり」とは、天に應ずるなり。

〔大畜〕の實有りて、之れを以て賢を養ひ、賢者をして家食せざらしむるは、乃ち「吉」なり。「賢を尚び」健を制し、「大いに正しく」天に應じ、險難を憂へず、故に「大川を渉るに利あるなり。」

〔疏〕「不家食吉」より「應乎天也」に至るまで。

○正義に曰はく、「家食せずして吉とは、賢を養ふなり」とは、「家食せずして吉」を釋す。賢者をして家に在りて自ら食せしめずして吉を獲る所以なり。在上に〔大畜〕の實有りて、此の賢人を養ふを以て、故に賢者をして家に在りて自ら食せしめざるなり。

「大川を渉るに利あり」とは、天に應ず」とは、賢人を貴尚し、大いに正しく天に應ずれば、險難を踰越〔こえる〕すべきを以て、故に「大川を渉るに利ある」なり。

○注の「有大畜之實」より「利涉大川也」に至るまで。

○正義に曰はく、「賢を尚び健を制す」とは、上九の剛來たりて距まざるを謂ひ、「賢を尚ぶ」を之れ謂ふなり。〔良〕能く剛を畜ふは、「健を制する」を之れ謂ふなり。故に上經に「剛上りて賢を尚ぶ」と云ひ、王注に「上九を謂ふなり」と云ひ、又た「能く健を止む、大正なり」と云ひ、王注に「健は〔乾〕に過ぐることに莫くして、能く之れを止む。夫の「大正」に非ざれば、未だ之れ能はざるなり」と云ふは、則ち是れ全て〔良〕の體を論ず。明らかに「尚賢」とは上九を謂ふを知るなり。

「健を制す」とは〔良〕の體を謂ふなり。「大いに正しく天に應ず」とは〔良〕を謂ふなり。故に前文に「能く健を止む、大正なり」と云ふ。「健を止む」るは是れ〔良〕なり。「天に應ず」とは、上體の〔良〕、下體の〔乾〕に應ず、故に「天に應ず」と稱するなり。此れ上卦・下卦にして相應するを取り、一陰一陽にして相應するを謂ふに非ざるなり。

象曰、天在山中、大畜。君子以多識前言往行、以畜其德。

〔物之可畜於懷、令德不散、盡於此也。〕

〔疏〕「象曰」至「以畜其德」。

○正義曰、「天在山中」者、欲取德積於身中、故云「天在山中」也。

「君子以多識前言往行、以畜其德」者、君子則此「大畜」、物既「大畜」、德亦「大畜」、故多記識前代之言、往賢之行、使多聞多見以畜積己德、故云「以畜其德」也。

○注「物之可畜」至「盡於此也」。

○正義曰、物之可畜於懷、令其道德不有棄散者、唯貯藏「前言往行」於懷、可以令德不散也。唯此而已、故云「盡於此也」。

象に曰はく、天 山中に在るは、大畜なり。君子 以て多く前言往行を識り、以て其の徳を畜ふ。

〔物の懷に畜ふべく、徳をして散ぜざらしむるは、此れに盡くるなり。〕

〔疏〕「象曰」より「以畜其德」に至るまで。

○正義に曰はく、「天 山中に在り」とは、徳をば身中に積むに取らんと欲す、故に「天 山中に在り」と云ふなり。

「君子 以て多く前言往行を識り、以て其の徳を畜ふ」とは、君子とは則ち此の〈大畜〉、物既に大いに畜へられ、徳も亦た大いに畜へらる、故に多く前代の言、往賢の行を記識し、多聞多見をして以て己が徳を畜積せしむ、故に「以て其の徳を畜ふ」と云ふなり。

○注の「物之可畜」より「盡於此也」に至るまで。

○正義に曰はく、物の懷に畜ふべく、其の道德をして棄散すること有らざらしむるは、唯だ「前言往行」を懷に貯藏するのみ、以て徳をして散ぜざらしむべきなり。唯だ此れのみ、故に「此れに盡くるなり」と云ふ。

初九、有厲。利已。

〔四乃畜己、未可犯也。故進則有厲、已則利也。〕

〔疏〕正義曰、初九雖有應於四、四乃抑畜於己。己今若往、則有危厲。唯利休已、不須前進、則不犯禍凶也。故象云「不犯災也」。

初九は、厲きこと有り。已むに利あり。

〔四は乃ち己れを畜め、未だ犯すべからざるなり。故に進めば則ち厲きこと有り、已めば則ち利あるなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、初九は四に應ずる有りと雖も、四は乃ち己れを抑へ畜む。己れ今若し往けば、則ち危厲有り。唯だ休已するに利あるのみにて、須らく前進すべからざれば、則ち禍凶を犯さざるなり。故に〈象〉に「災を犯さざるなり」と云ふ。

象曰、「有厲。利已」、不犯災也。

〔處健之始、未果其健者、故能利已。〕

象に曰はく、「厲きこと有り。已むに利あり」とは、災を犯さざるな

り。

〔健の始に處り、未だ其の健を果たさざる者なり、故に能く已むに利あり。〕

九二、輿說輓。

〔五處畜盛、未可犯也。遇斯而進、故「輿說輓」也。居得其中、能以其中不爲馮河、死而无悔、遇難能止、故「无尤」也。〕

〔疏〕正義曰、九二雖與六五相應、五處畜盛、未可犯也。若遇斯而進、則輿說其輓、車破敗也。以其居中、能遇難而止、則无尤過。故象云「中无尤」也。以其居中能自止息、故「无尤」也。此「輿說輓」、亦假象以明人事也。

九二は、輿 輓 を説く。

〔五 畜まることの盛んなるに處り、未だ犯すべからざるなり。斯に遇ひて進む、故に「輿 輓 を説く」なり。居ること其の中を得、能く其の中を以て馮河を爲さず、死して悔無く、難に遇ひて能く止まる、故に「无尤」なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、九二は六五と相應ずと雖も、五畜まることの盛んなるに處り、未だ犯すべからざるなり。若し斯に遇ひて進めば、則ち輿 其の輓 を説き、車破敗するなり。其の中に居り、能く難に遇ひて止まるを以てすれば、則ち尤過無し。故に「象」に「中にして无尤きなり」と云ふ。其の中に居り、能く自ら止息するを以て、故に「无尤き」なり。此の「輿 輓 を説く」も、亦た象を

假りて以て人事を明らかにするなり。

象曰、「輿說輓」、中无尤也。

象に曰はく、「輿 輓 を説く」は、中にして无尤きなり。

九三、良馬逐。利艱貞。曰閑輿衛、利有攸往。

〔凡物極則反、故畜極則通。初二之進、值於畜盛、故不可以升。至於九三、升於上九、而上九處天衢之亨、途徑大通、進无違距、可以馳騁、故曰「良馬逐」也。履當其位、進得其時、在乎通路、不憂險厄、故「利艱貞」也。閑閑也。衛護也。進得其時、雖涉艱難而无患也。輿雖遇閑而故衛也。與上合志、故「利有攸往」也。〕

〔疏〕正義曰、「九三、良馬逐」者、「初二之進、值於畜盛」、不可以升。「至於九三、升於上九、而上九處天衢之亨、途徑大通、進无違距」、故九三可以良馬馳逐也。「利艱貞」者、履當其位、進得其時、在乎通路、不憂險厄、故宜利艱難而貞正也。若不値此時、雖平易守正而尚不可。況艱難而欲行正乎。「曰閑輿衛」者、進得其時、涉難无患。雖曰有人欲閑閑車輿、乃是防衛見護也。故云「曰閑輿衛」也。「利有攸往」者、與上合志、利有所往、故象曰「上合志」也。

九三は、良馬逐ふ。艱貞に利あり。曰に輿衛を閑れども、往く攸

有るに利あり。

〔凡そ物 極まれば則ち反る、故に畜まること極まれば則ち通ず。〕

初・二の進むは、畜まることの盛んなるに値る、故に以て升るべからず。九三に至りては、上九に升りて、上九は天の衢の亨るに處り、途徑 大いに通じ、進むも違距する無く、以て馳騁すべし、故に「良馬 逐ふ」と曰ふなり。履むこと其の位に當たり、進むこと其の時を得、通路に在りて、險厄を憂へず、故に「艱貞に利ある」なり。「閑」は閑「さえぎる」なり。「衛」は護「まもる」なり。進むこと其の時を得、艱難に涉ると雖も患无きなり。輿 閑に遇ふと雖も故より衛るなり。上と志を合す、故に「往く攸有るに利ある」なり。

〔疏〕正義に曰はく、「九三は、良馬 逐ふ」とは、初・二の進むは、畜まることの盛んなるに値り、以て升るべからず。九三に至りては、上九に升りて、上九は天の衢の亨るに處り、途徑 大いに通じ、進むも違距する無し、故に九三は以て良馬 馳逐すべきなり。

「艱貞に利あり」とは、履むこと其の位に當たり、進むこと其の時を得、通路に在りて、險厄を憂へず、故に宜しく艱難に利ありて貞正なるべきなり。若し此の時に値らざれば、平易に正を守れども尚ほ不可なり。況んや艱難にして正を行はんと欲するをや。

「日に輿衛を閑る」とは、進むこと其の時を得、難を涉るに患無く、日に人有りて車輿を閑閑「さえぎる」せんと欲すと雖も、乃ち是れ防衛して護らるるなり。故に「日に輿衛を閑る」と云ふなり。「往く攸有るに利あり」とは、上と志を合す、「往く所有るに利あり」、故に「象」に「上志を合す」と曰ふなり。

象曰、「利有攸往」、上合志也。

象に曰はく、「往く攸有るに利ある」は、上志を合するなり。

六四、童牛之牯、元吉。

〔處良之始、履得其位、能止健初、距不以角。柔以止剛、剛不敢犯。抑銳之始、以息強爭、豈唯獨利。乃將「有喜」也。〕

〔疏〕正義曰、「童牛之牯」者、處良之始、履得其位、能抑止剛健之初、距此初九、不須用角、故用童牛牯止其初也。「元吉」者、柔以止剛、剛不敢犯、以息彊爭、所以大吉而有喜也。故象云「元吉、有喜也」。

六四は、童牛の牯、元吉なり。

〔良〕の始に處り、履むこと其の位を得、能く健の初を止め、距ぐに角を以てせず。柔は以て剛を止め、剛は敢へて犯さず。銳の始を抑へ、以て強爭を息むは、豈に唯に獨り利あるのみならんや。乃ち將に「喜び有らん」とするなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「童牛の牯」とは、〔良〕の始に處り、履むこと其の位を得、能く剛健の初を抑止す。此の初九を距むに、角を須用ひず、故に童牛の牯を用ひて其の初を止むるなり。

「元吉」とは、柔は以て剛を止め、剛は敢へて犯さず、以て彊爭を息むは、大吉にして喜び有る所以なり。故に「象」に「元吉は、喜

「有るなり」と云ふ。

象曰、六四「元吉」、有喜也。

象に曰はく、六四の「元吉」は、喜び有るなり。

六五、豮豕之牙、吉。

〔豕牙横猾、剛暴難制之物、謂二也。五處得尊位、爲畜之主。二剛而進、能豮其牙、柔能制健、禁暴抑盛、豈唯能固其位、乃將有慶也〕。

〔疏〕「象曰」至「豮豕之牙吉」。

○正義曰、「豮豕之牙」者、豕牙謂九二也。二既剛陽、似豕牙之横猾。九二欲進、此六五處得尊位、能豮損其牙、故云「豮豕之牙」。柔能制剛、禁暴抑盛、所以「吉」也。非唯獨吉、乃終久有慶。故象云「六五之吉、有慶也」。

○注「豕牙横猾」至「將有慶」。

○正義曰、「能豮其牙」者、觀注意、則豮是禁制損去之名。褚氏云、「豮除也。除其牙也」。然豮之爲除、爾雅无訓。案爾雅云「墳大防」、則墳是堤防之義。此「豮其牙」、謂防止其牙。古字假借、雖豕傍土邊之異、其義亦通。「豮其牙」、謂止其牙也。

爾雅云墳大防則豮是堤防之義。〔阮校〕「補」案此兩「豮」字當依爾雅作「墳」。下所謂「豕旁土邊之異」也。◎盧宣旬の校定に従い、「墳」字に改める。

六五は、豕の牙を豮む、吉なり。

〔豕牙は横に猾れ、剛暴にして制し難き物、二を謂ふなり。五の處ること尊位を得、(畜)の主と爲る。二は剛にして進み、能く其の牙を豮め、柔能く健を制し、暴を禁じ盛を抑ふるは、豈に唯だに能く其の位を固むるのみならんや、乃ち將に慶有らんとするなり〕。

〔疏〕「象曰」より「豮豕之牙吉」に至るまで。

○正義に曰はく、「豕の牙を豮む」とは、「豕牙」は九二を謂ふなり。二の既に剛陽なること、豕牙の横に猾るるに似たり。九二進まんと欲し、此の六五は處ること尊位を得、能く其の牙を豮損す、故に「豕の牙を豮む」と云ふ。柔能く健を制し、暴を禁じ盛を抑ふるは、「吉」なる所以なり。唯だに獨り吉なるのみに非ず、乃ち終久に慶有り。故に(象)に「六五の吉、慶有るなり」と云ふ。

○注の「豕牙横猾」より「將有慶」に至るまで。

○正義に曰はく、「能く其の牙を豮む」とは、(注)の意を觀れば、則ち「豮」は是れ禁制損去の名なり。褚氏云ふ、「豮は除なり。其の牙を除くなり」と。然れども「豮」の除爲ること、《爾雅》に訓無し。案ずるに《爾雅》に「墳は大防」と云へば、則ち「墳」は是れ堤防の義なり。此の「豮其牙」とは、其の牙を防止するを謂ふ。古字は假借すれば、豕傍・土邊の異と雖も、其の義は亦た通ず。「豮其牙」とは、其の牙を止むるを謂ふなり。

象曰、六五之「吉」、有慶也。

象に曰はく、六五の「吉」は、慶有るなり。

象曰、「何天之衢」、道大行也。

象に曰はく、「何ぞ天の衢」とは、道大に行はるるなり。

上九、何天之衢、亨。

〔處畜之極、畜極則通。大畜以至於大亨之時。何辭也。猶云何畜、乃天之衢、亨也。〕

〔疏〕正義曰、「何天之衢、亨」者、何謂語辭。猶云「何畜」也。處畜極之時、更何所畜。乃天之衢亨、无所不通也。故象云「何天之衢、道大行也」。何氏云「天衢既通、道乃大亨」。

上九は、何ぞ天の衢、亨る。

〔畜まることの極に處り、畜まること極まれば則ち通ず。大いに畜まりて以て大亨の時に至る。「何」は辭なり。猶ほ「何ぞ畜まらん、乃ち天の衢は、亨る」と云ふがこときなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「何ぞ天の衢、亨る」とは、「何」は語辭を謂ふ。猶ほ「何ぞ畜まらん」と云ふがこときなり。畜まること極まるの時に處れば、更に何の畜まる所ならんや。乃ち天の衢は亨り、通ぜざる所无きなり。故に〔象〕に「何ぞ天の衢とは、道大に行はるるなり」と云ふ。何氏云ふ「天の衢既に通ずれば、道は乃ち大いに亨る」と。